

勝浦市入札約款

(目的)

第1条 勝浦市の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約(財産の売払いを除く。)に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び財務規則(平成5年勝浦市規則第4号)その他の法令等に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札の前に別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届(別記第4号様式)を入札執行担当課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札の前後を問わず、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示された日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(9) 必要事項を欠く入札

(10) 入札に際して不正を行った者のした入札

(11) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合においては、入札金額内訳書の提出がない入札、又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

(12) 予定価格を事前公表する入札の場合においては、予定価格に105分の100を乗じて得た額を超える入札書を提出した者のした入札。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあっては、予定価格を超える入札書を提出した者のした入札。

(13) 入札書の金額が0円の入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の

入札書を提出した者のした入札は失格とする。

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約において、最低制限価格を設けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 第1項の最低制限価格は、工事等の種別により、予定価格の100分の(80又は85)に相当する額とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これにかわって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札の不調)

第10条 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、入札を不調とするものとする。ただし、工事又は製造の請負契約において、最低制限価格を設けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格の入札がないときとする。

2 前項に規定する開札の結果、入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年勝浦市条例第9号)の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。)を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。

4 第1項に規定する契約締結日は、落札が決定した日の翌日から起算するものとし、次の各号を除くものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(契約の保証)

第12条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 特別の法律による法人の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 金融機関の保証証書
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、過去2年間に国若しくは公社、公団等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約金額が130万円未満であり、かつ、契約の相手方が、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(建設業退職金共済制度の履行確認)

第13条 1件500万円以上の工事を受注した建設業者は、建設業退職金共済組合の発注官公庁用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を工事契約締結後1ヵ月以内に工事を担当する課長に提出すること。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、当該事業の図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第15条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上或いは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法を周知するものとする。

(協議による随意契約)

第16条 入札執行者は、入札の不調を宣言し、第9条第2項に規定する随意契約を締結しようとするときは、入札参加者の意思を確認し、当該事業の随意契約の見積参加の意思を表した者から見積を徴し、予定価格以内のときは、契約者と決定できるものとする。

附 則

この約款は、平成21年3月1日から施行する。